

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市いじめ防止等対策審議会第2回定例会議
開 催 年 月 日	令和7年9月2日（火）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後3時30分 から 午後5時05分 まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階 会議室3
議 長 等 の 氏 名	会 長 中村 和彦
出 席 者	副 会 長 福島 裕敏 委 員 大里 絢子 委 員 大湯 恵津子
欠 席 者	委 員 鍋島 正明
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	学校教育推進監 福田 真実 学校指導課長 工藤 利彦 教育センター所長 前田 清幸 学校指導課長補佐 斉藤 雅子 学校指導課指導主事 齋藤 貢一
会 議 の 議 題	(1) 令和7年度4～7月までの「いじめ」に関する状況報告 (2) 「不登校・不登校傾向の児童・生徒に関する報告書」 について
会 議 資 料 の 名 称	・資料1 令和7年度 弘前市立小・中学校のいじめの状況 ・資料2 令和7年度（4～7月）学年別いじめの認知件数及び指導人数 ・資料3 令和7年度いじめに係る報告書の状況（4～7月） ・資料4 「不登校・不登校傾向等 月別調査報告書」について（記載例及び別紙を含む）

<p>会議内容</p> <p>(発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)</p>	<p>(議長)</p> <p>「本市における『いじめ』に関する状況報告」及び「審議」については個人情報が含まれることから、運営規則第4条第4項に基づき、これを公開しないことよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>(議長)</p> <p>初めに、令和7年度4月から7月までの「いじめ」に関する状況報告について説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>令和7年度4月から7月までの「いじめ」に関する状況について報告する。教育委員会では、これまでも、いじめの疑いの段階からの積極的な認知・早期の対応を依頼しており、特に中学校においては、けんかを含めたいじめを積極的に認知し、報告してもらっている。</p> <p>小学校における認知件数は、5年生、3年生の順に多く、中学校では1年生が最も多く、学年が上がるにつれて減少する傾向がみられる。小学校はクラス替え、中学校は入学という新たな環境の中で人間関係を構築する際の不安やストレスが背景にあるものと捉えている。</p> <p>いじめの様態については、小・中学校ともに昨年度と同様の傾向にあり、「言葉による暴力」が多い。次点の「暴力行為」については、特に中学校が昨年度の4倍以上であり、怒りの感情をうまくコントロールできない生徒が増加していると捉えている。また、特別支援学級在籍の児童生徒が被害及び加害となる事案が多いことも今年度の特徴である。</p> <p>「発見のきっかけ」については、被害の保護者からの訴えや相談が最も多く、小学校では他の児童からの報告による認知、中学校では学級担任による認知、共通して養護教諭による認知が増加している。</p> <p>「解消状況」については、小・中学校ともに8割を超え、3ヶ月を経過し、指導・支援を継続しているケースについても、ほぼ再発は無い状態である。</p> <p>教育委員会としては、いじめの対応について機を逃さずに指導することはもちろん、未然防止の観点から、授業づくりと集団づくりを基盤とした共感的な人間関係の育成と、安全・安心な風土の醸成を図ることを引き続き推進していく。</p> <p>(議長)</p> <p>ただ今の説明に対して、質問や意見はないか。</p> <p>(委員)</p> <p>中学校の報告が増加傾向にあるのは、相談のしやすい環境の構築など、学校に対する働きかけを行ったものか。いじめ認知に関する中学校の感度が高められたのか。</p> <p>(事務局)</p>
---	--

学校の認識の変化と捉えている。これまで認知に至らなかった事例についても、疑いの段階で認知するという意識の高まりと捉えている。一方で、報告を受ける中で、教育委員会から「それははじめとして認知してください」と指導するケースもないわけではない。

(委員)

困ったことがあったら先生に相談するという認識が生徒に浸透しているのか。「先生方が気付かないときもあるので、困ったときは先生に言ってね」といった声掛けをしているのか。

(事務局)

直接的な声掛けというよりは、日常的な人間関係や信頼関係によるものと捉えている。

(委員)

中には、相手に知られたくない場合もあるだろう。先生方は、相談されたときに相手に気付かれないよう、どのように配慮しているのか。

(事務局)

資料の事案にもあるように、先生方もスクールカウンセラーも、本人の意向に添い配慮している。その積み重ねが、報告数の増加にもつながっているものと捉えている。

(委員)

認知の増加は、冷やかし、暴力など、見える様態、認知しやすい様態の増加が一因で、担任の目につきやすいことも原因かもしれない。逆に裏で起こっていることは認知しがたいかもしれない。

(事務局)

これまで、けんかとして処理されてきた件についてもはじめとして認知されるようになり、子どもたち自身も分かってきている。

(委員)

説明にもあったように特別支援学級の子が関係する事案が多いように思う。

(事務局)

昨年度以上に、特別支援学級内での事案は多い。

(委員)

社会性や情動性の成長段階で仕方がないとも思うが、特別支援学級の在籍数そのものが増えているのだろうか。

(事務局)

特別支援学級在籍の児童生徒数は、この10年間で3倍以上に増えている。単に件数が増えただけではなく、特別支援学級の定数8名に近い定員ぎりぎりの学級も多く、複数学年が同時に過ごす中で学級づくりの難しさも抱えている。密な状態が子どもたちのストレスに繋がっていることも否めないと捉えている。

(委員)

支援学級以外にも居場所をつくろうとしている学校が多いように聞いている。各学校にあるものなのだろうか。

(事務局)

それぞれ空き教室を利用していることが多い。

(委員)

特別支援学級にもいられない子が、別の場所になると、先生方はどちらも見なければならず、大変だと感じる。担当が二人いたとしても、一人は教室で複数を指導し、もう一人は、教室にいられない子を支援するといった状態になっているのだろうか。

(事務局)

特別支援学級の児童生徒に限らず、様々な場所に居場所を求める子はいる。教室よりも階段下を好む子など、様々である。各学校では、管理職も授業に入り、学級以外にも安心できる場をつくろうと取り組んでいる。委員からお話があったように、定数に合った教員に加え、市教委から特別支援教育支援員が配置されていたとしても、いわゆるグレーゾーンの児童生徒への対応など、その業務は多岐に亘っている。

(事務局)

今回、傾向として多かった特別支援学級内での事案については、学年の違う児童生徒同士が同一学級にいたり、一対複数であることが特徴として見られる。ストレスを抱える背景として、交流学級でどれくらい過ごすことができているのかも大きい。

(委員)

特別支援学級の児童生徒が、交流学級の児童生徒とトラブルになることがあるとか、特別支援学級の子が交流学級に行き、そこでトラブルを起こしても、特別支援学級の子だから我慢するように諭されるケースがあるとも聞く。交流学級で授業に参加して、大きな声を出すなどのトラブルになることもあると聞く。特別支援学級も大変だと思うが、交流学級だけでは指導できないこともあるのではないかと。

(事務局)

協力学級、特別支援学級、いずれかのみでの指導では立ち行かないのが現実である。

(委員)

事案によっては、性加害にならないのか気に掛かるものも見られる。被害生徒、加害生徒のその後の状況は大丈夫なのか。

(事務局)

当事案については、被害加害それぞれの生徒に事実確認を行い、指導した上で、引き続き注意深く見ていくことを保護者にも伝え理解を得ている。その後の報告でも、双方元気に登校している旨を確認している。

関係した生徒は、同一小学校から進学し、入学直後にトラブルを起こしている。

(委員)

小学校時代からいじめ、いじめられる関係性なのか。

(事務局)

小学校時代には報告は無いが、何らかの関係性を引きずっている可能性はある。

(委員)

いわゆる悪ふざけが行き過ぎたのか。特定の子をターゲットにして一方的に行っているのだろうか。

(事務局)

今回のケースは、事案前後の状態から偶然と捉えられるが、いわゆる悪ふざけを止められない事案は多いと感じている。

(委員)

場合によっては、ハラスメントにもつながり、警察が関わるものもあるのではないか。

(事務局)

警察に相談した案件もある。1人1台端末を使って動画の撮影が行われ、そのデータをめぐって警察に相談した。普段は仲間として過ごしていたグループの中で、1人がトイレに行った際、「端末をもってきて。」「撮影しよう。」という話になったもの。背景に落ち着かない学級の雰囲気があったことも否めない。

(委員)

被害の子は大丈夫なのか。

(事務局)

保護者も一緒に謝罪の場を設け、学校は慎重に丁寧に指導していた。

(委員)

警察の関与とは、具体的にどのようなものか。

(事務局)

被害届は出さないとのことであったので、警察には撮影した動画の処理について指導していただいた。事の重大さを指導する目的であった。

(委員)

LINEの不適切使用が、報告されているだけでも複数ある。学校の適正指導には限界があるのではないか。社会の認識が変わらなければ、そもそも簡単に不適切なサイトに誘導されるように作られているものを学校がいくら指導しても、子どもたちの適正使用は難しいだろう。

(事務局)

指導の限界を感じつつも、指導せざるを得ないのが現実である。

(委員)

大人も適正利用できないケースが多い中、小・中学生に何を指導すべきか、それは学校の仕事なのか、疑問も感じる。ゲームを通じてコミュニティができて、そこに様々な人が集まって来て、被害に遭うというケースもあると聞く。

(事務局)

小学校中学年辺りから、「今日の〇時に、集まろうね。」と、ゲームの世界で集合することを約束し、一緒にゲームを進める中で起こったトラブルで、次の日の朝から様子がおかしい、そこに端を発したけんか、いじめということも多々ある。

(委員)

叩く、蹴る、悪口を言ったといった事案や、目に見えない形も含め、子どもの中だけで同じ関係がスライドして起こっているのであれば、一つの教室の中で起こっていることと捉えて指導も可能かと思うが、そこに他の大人も関わるとなると心配である。SNSの怖さはそういったところではないか。

(委員)

小中学生がSNSを使ってきっかけを作ることもあるのではないか。

(事務局)

小中学生も、動画をSNSなどにアップすることが悪いことだと理屈は分かっているが、行動に及んでしまう場合がある。

(事務局)

いじめとは別に、ネットパトロールによって発見されるケースもある。学校行事に携帯電話を持ち込み、撮影した写真をSNSに上げ、それを見た他校生から「いいね」というやり取りに加え、「え？携帯を持って行ったの？」と問われると、「チクらなければ大丈夫。」と回答しているなど、自分でオープンにしておきながら、その情報は閉じていてそれ以上広がっていないと思い込んでいるようだ。

(委員)

中学校3年生や小学校6年生で起こった事案は、それぞれ中学校、高等学校へ申し送りするものなのか。

(事務局)

小学校6年生のケースは、その他の情報等と含めて中学校へ情報提供をすることとなる。

(事務局)

中学校3年生の場合は、合格発表前には高校へ伝えるタイミングが無いので、合格発表後の打合せの際に伝えている。

(委員)

高等学校から大学への場合も、入学決定後に生徒指導上の申し送り事項として情報を提供してもらっている。その辺りは事案にもよるのでは

ないだろうか。

(事務局)

加害と被害が双方であるケースや、加害が猛省するなど、前後の背景も含め、個別の対応となる。

(委員)

再発の可能性が無い場合などは申し送りをしない場合もあるということなのだろう。

(委員)

被害・加害ともに所属している学級全体がにぎやかな例も耳にする。

(事務局)

被害・加害、双方とも指導・支援が必要な子たちであると捉えている。

(委員)

今の6年生は人数も多く、コロナ禍で入学してきた。その後の関わり方や指導が手薄だったのではないかと憂慮している。

(委員)

中学校へ進学した際に、他校から進学した子たちと関わる中で、成長が期待できるのではないか。

(事務局)

若い教員も増えつつあり、児童の指導や学級経営に悩みを抱える教員もいるものと思われる。学校の体制等を改めて見直し、スタートしている2学期である。今後も様子を見守っていく。

(委員)

そういった場合、実際に学校はどのように対応するものなのか

(事務局)

教員が複数又は交代で教室に入り、アドバイスをしていく。それも難しいようであれば、別の教員が授業を行ったり、特別支援教育支援員の配置を変えたりしながら、その学級に関わる人を増やすようにしていく。各学校とも、人手不足に苦しみながら工夫している。

(委員)

特効薬は無いのだと思うが、安全な居場所づくりであったり価値観の違いを認め合ったりするという活動を、教科の授業だけでなく、道徳や特別活動においても実践していくしかないのだろう。

(委員)

特効薬はない。様々な方面から迫っていくしかないのだろう。

(委員)

親はどのように考えているのかも気になる。親の関わりは重要だ。夏休みのラジオ体操に関わっていると、様々な子、親がいると感じる。前日、11時までゲームをしていて起きられなかった息子の代わりにスタンプを押してもらいに来た母親がいた。「押すことはできない。起き

られないことよりも、11時までゲームをやらせておくことが問題だ」と毅然と断ると、「怖い人だ」と思われたらしい。結局、その子は10日間のうち、2、3日だけ参加し、最終日にお土産をもらおうとしたので、「毎日来ていた子が全員もらって、残るようならあげる。」とした。毎朝頑張り、前に並んだ子たちには、「よくがんばったね。」と特別に労っている。少しだらだらしていた子にも、毎日欠かさず来たことを褒めると、「やったあ！今度は頑張る。」と言って喜んでいて。大人がしっかりやり取りすることが大切だ。

(事務局)

地域に、そのように上手に子どもとやり取りしてくださる方がいることは大きい。毅然としつつ、子どもの様子を見て、押したり引いたり、叱ったり褒めたりする兼ね合いは教員にも重要である。

(委員)

ラジオ体操には子どもと同数程度、親も参加している。スタンプの例にあるように、様々な親がおり、子どもだけの話ではない。親にも問題があると感じている。怖い人だと思われても、大人がきちんと良し悪しを教えなければならない。

(議長)

「不登校・不登校傾向等 月別調査報告書」の様式の変更について説明をお願いします。

(事務局)

「不登校・不登校傾向等 月別調査報告書」の様式の変更について説明する。教育委員会では、これまで「長期間欠席している児童生徒」を把握するため、どのような理由の場合も、ひと月に7日以上欠席している児童生徒について、毎月、各学校から「長期欠席児童・生徒報告書」にて報告いただいていた。

従来の報告書では、欠席又は適応指導教室等の外部の機関を利用する児童生徒は把握できていたが、登校はできるものの教室には入れない、別室登校や短時間登校、玄関までは来て教職員に顔を見せて帰る、いわゆるタッチ登校をしている児童生徒、また、登校しぶりが見られる児童生徒については把握が難しい状況にあった。

そこで、全国的な不登校の増加を喫緊の課題と改めて捉え、「不登校や不登校傾向の児童生徒」をより正確に把握するとともに、作成に係る学校担当者の負担軽減に資するため、これまでの報告書を廃止し、新たに様式を定め、8月分の報告書から、新様式の「不登校・不登校傾向等月別調査報告書」を作成及び報告していただくよう各学校に依頼した。

これにより、教育委員会が、これまで以上に不登校や不登校傾向の児童生徒について把握し、各学校への指導・助言につなげることが可能に

なるとともに、各学校が、特に不登校傾向や登校しぶりの児童生徒に対する感度を高め、適切な支援につなげること、ひいては、いじめの早期発見・早期対応にもつながるものと期待している。

(議長)

ただ今の説明に対して、質問や意見はないか。

(委員)

記載例を基に、具体的な説明をお願いしたい。

(事務局)

作成者の負担軽減を考え、基本的にプルダウンで選択してもらうこととした。また、これまで把握が難しかった「学校外での支援」や「校内での支援内容」などを選択・記載していただくこととした。その他、特別支援学級の在籍であるかどうかを選択するとともに、特記事項について記載する欄も設けた。

(委員)

記載例にあるような登校スタイルの子について、これまで見えてこなかった内容が分かるということか。

(事務局)

そのとおりである。これまで月7日以上、年間30日以上欠席ではないことから見えていなかったケースがある。例えば登校とカウントされているが、実際には玄関で教職員に会うだけという登校スタイルなど、明らかに不登校傾向である場合について、教育委員会でも把握できるようにしている。

(委員)

ナイーブな子が、身体を壊して登校できないケースについても、数で拾われるということか。

(事務局)

今月までは累計18日であるが、このペースで進むと、年間では30日を超えるなどという場合など、不登校に該当すると思われる子への手立てについて、学校指導課から学校にアプローチできるようになる。

(委員)

フレンドシップルームに通っている子は出席になっているのか。

(事務局)

教育センターから在籍校長宛てに、月毎の学びの様子を報告しており、その内容に応じて、校長が、出席扱いとするかどうかを判断することとしている。

(委員)

フリースクールに通っている子も出席としてカウントされるのか。

(事務局)

フリースクールについては弘前市内にも様々あり、通う子も出てきて

いる。フレンドシップルームのように、学校とやり取りができているかどうかが重要であり、その条件の下に校長が判断している。フリースクールにも連絡し、その判断の基準を示しながら説明している。

(委員)

校長先生の個別の判断ということだが、校長先生によって、その判断が変わるということか。

(事務局)

判断基準は同じであるため、校長によって極端に判断が異なることにはならない。

(事務局)

フレンドシップルームの月毎の報告のように、フリースクールにも、ほぼ同等の内容を求め、学校とやり取りしてもらい、その上で校長が判断することとしている。

(委員)

フリースクールに通っていて、欠席日数が少ない子は、不登校傾向になるのか。それとも不登校なのか。欠席日数がゼロで、フリースクールに行っている子は、実際には不登校だと思うが、不登校傾向になるのか。

(事務局)

現状は、欠席が30日を超えなければ、不登校傾向となる。

(事務局)

国や県の調査の基準は、学校へ来ていないことをもって欠席としてカウントすることとなっている。その日数が基準となるため、フレンドシップルームを利用していることで出席扱いにはなることはあるが、調査としては欠席となる。学校に来ていない日数が基準である。

(事務局)

国の調査は年に1回、県の調査は毎学期に1回、市教委の調査は月毎であったが、その調査項目や関連性も含めて、よりはっきりさせるため、改めて様式を定めたものである。

(委員)

フリースクールだけに通っている子は、定義上は不登校傾向と見えるが、実際には不登校であると思う。不登校傾向の方が軽いと勘違いされてしまわないかが気掛かりである。

(委員)

欠席だけで重い軽いは決められないと思うし、そもそもフリースクールにしか行けない子は、決して軽くはない。

(委員)

欠席の事実だけで軽重は判断できないが、登校の実態を把握するためには大変意味のある調査である。国の調査では不登校とか、不登校傾向と見られているが、実際には学ぶ場が別に保障されている場合もある。

逆もまた然りで、子どもたちは教育を受ける権利を有しているのであって、学校に通うことだけが権利の保障ではないとも言える。それはフリースクール等も含め、学びの多様化と捉えることもできる。ただし、フリースクールでの学習内容が、果たして教育の機会の保障になっているのか一つずつの判断は大変難しいと思われる。

(委員)

最近では、学校には行っていなかったが、大人になって活躍している有名人もいる。

(委員)

周りが違った学びの場を保証していたり、家庭がしっかりと関わったりしている場合はいいが、恐らくそういった家庭は一握りなのではないか。一方で、学校に行くような生活環境にいない子、そのままずるずると学校に行かなくなっている子が多いので、そちらが心配である。

(事務局)

一番恐いのは、学校内外の支援が無い子、いったいこの子は普段家で何をしているのだろうか…となっている状態が恐い。家庭環境等が関わってくると、児童相談所に繋ぎ、手を打っていくこともできる。その手掛かりにするなど、様々な目的をもって今回の変更に至っている。

(委員)

ドクターの所へ受診にくる子は弱っている子が多く、フリースクールや、フレンドシップルームにすら行けないほど弱くなっている。エネルギー不足な、か弱い子が増えているように感じる。

(委員)

福祉と教育と、両方から漏れ落ちる子が無いようにしていかなければならない。

(委員)

特記事項として、今後、どのように対応していくべきかを書いてもらってはどうか。

(事務局)

良いと思うが、担当者の負担軽減と、ひとまずここに示されていれば、教育委員会の方から、「このお子さんへの対応はどうなっていますか？」とアプローチすることができると考えている。

(事務局)

学校によっては書いてくるところもあると思われる。

(委員)

記入例の一つ示しておくともよいかもしれない。「〇月から、フリースクールに通うようだ。」といった変容や、この先のプラスの見立てや、深刻な例にはSSWとの相談・連携なども示しておくともよいのではないか。

(事務局)

これまでの様式にも入力してくれていた学校がある。まさしく今週末に先月の報告が締切りを迎えることから、学校からの報告内容を見ながら、必要に応じて更新していきたい。

(委員)

不登校のきっかけがつかめるのであればより良いと思うのだが。

(事務局)

きっかけが有る子もいれば、これといったきっかけが無い子もいる。アセスメントしきれずに事象の部分にのみ対応しているケースもあり、つかみきれない現実がある。

(委員)

アセスメントせずに不登校対応をしていることがあるのであれば、あえて考えられるきっかけなど、学校の見立てでいいので記録してみるのはいかがでしょうか。こちらにも記入例に示してみてもはどうだろうか。

(委員)

国の問題行動調査では、考えられる理由についても報告しなければならないのではなかったか。

(事務局)

大まかな分類としての報告となっている。あくまで学校の捉えで、どのような相談があったかという視点で仕分けているものである。

(委員)

その調査のために改めて考え直すとなると働き方改革に逆行してしまう。勿論、本当の原因が違っていたり、本人や保護者の捉えと学校の捉えとの間に、ずれが生じていたりすると聞いてはいる。しかし、ひとまず学校の見立てでよいので、毎月の報告に示しておくかと捉えてはどうか。

(事務局)

問題行動調査の質問項目をそのまま使用することは可能である。しかし、この調査自体、変わることがあり、なかなか難しいと感じている。

(委員)

一方で様々な調査が負担であるとの報告もあることから、月毎の報告があれば、あとはこちらで集計するということも可能ではないか。

(事務局)

進めながらマイナーチェンジをしていきたいと思う。

(委員)

別紙の(例)やプルダウンについて説明をお願いしたい。

(事務局)

まずは別紙の3を見ていただきたい。こちらには不登校の定義や、不

登校傾向の例としていくつかを掲げている。メッセージとしては、単に長く欠席しているだけでなく、登校はしているが保健室への来室が多い、教室になかなか行けないなど、その事象を丁寧に見取ってほしいということである。裏面にはプルダウンの内容を示し、こちらから、主たるものを選んでいただくこととした。

(委員)

不登校に関するフリースクール向けの冊子は作っているのか。教育委員会がつくるべきかどうか分からないのだが。

(事務局)

冊子は作成していない。

(委員)

山形にはフリースクールのマップがあると聞いている。青森県内にはまだそれほど存在していないのだろうか。

(委員)

青森県は、山形のように複数のフリースクールが存在している状況ではないのではないかと。

(事務局)

弘前市内では3、4校くらいしか把握していない。県内はまだ数が少ない状況である。山形は、知事が相談員を経験した方なので、理解が進んでいると聞く。

(委員)

そもそも対応できる施設が少ないのだと聞いている。3市を除くと、ほぼ無いのではないかと。都心に比べても少なく、更には適応指導教室も無い町村が多い。指導主事がない所では設置できない上に、交通手段が無いので、ある場所に通うこともできない。

(委員)

岩木には、フレンドシップルームのサテライトがあるのではないかと。知り合いの子は、学校には行けないがフレンドシップルームには通うことができ、高校に合格していた。

(事務局)

市ではフレンドシップルームの岩木サテライトデーを行っている。6、9、10月の年3回、試行ではあるが、フレンドシップルームになかなか通えない子たちに体験してもらい、きっかけになればと考え、実施している。たくさん迎えられるよう準備し、それをきっかけにフレンドシップルームへの通室につなげている。実際に通い続けてくれる子がいる。

(委員)

やはりアクセスが問題となっていると聞く。親が送迎できればいいが、親も忙しく、対応できずにいる。

	<p>(委員) 学習センターには循環バスも通っている。バスで通うことも可能ではないのか。</p> <p>(事務局) 循環バスや自転車で通ってくる子もいる。保護者と校長との共通理解があれば、バスや自転車でも通うことができる。</p> <p>(委員) むつ市の多様化学校など不登校への対応を報道で目にする。弘前市では、むつ市のような不登校特認校を設置する予定はないのか。</p> <p>(事務局) 市にはフレンドシップルームがあるので、その充実を目指しており、新たな設立は考えていない。</p> <p>(委員) 小規模特認校の常盤野小中学校での対応はどうか。</p> <p>(事務局) 常盤野小中には、不登校の児童生徒は通うことができない。不登校の子に対して家庭訪問するとなった場合に、学区のない中で教職員が訪問することはできないため、不登校の特認校とはしていない。</p> <p>(議長) 他にご意見はあるか。 他の意見等がないようなので、これで本日の協議会を終了する。</p>
--	--